

○飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金支給要綱

平成 18 年 3 月 26 日

飯塚市告示第 74 号

改正 H24-246

(目的)

第 1 条 この告示は、本国に在留する外国人(以下「在日外国人」という。)で、国民年金の給付を受けることができない者に対し、飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金(以下「給付金」という。)を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この給付金支給の実施主体は飯塚市(以下「市」という。)とする。

(対象者)

第 3 条 この給付金の対象者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する在日外国人とする。ただし、帰化した者であって、同様の事情にある者を含む。

(1) 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた者

(2) 昭和 57 年 1 月 1 日前から平成 24 年 7 月 9 日まで引き続き外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)に基づく外国人登録をしていた者で(帰化した者を含む。)、本市において引き続き 1 年以上住民基本台帳に記録されている者(ただし、アメリカ合衆国国籍を有していた者を除く。)

(H24-246 全改)

(支給の制限)

第 4 条 市長は、前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しないものとする。

(1) 公的年金を受給しているとき。

(2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の適用を受けているとき。

(3) 次に掲げる者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族」という。)の有無及び数に応じて、国民年金法の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)の規定及び、なおその効力を有するものとされた改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給停止に関する規定により、支給停止を受けることとなる基準額を超えるとき。

ア 受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)

イ 受給者の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

ウ 受給者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該受給者の生計を維持する者(以下「主たる扶養義務者」という。)

(4) 受給資格の認定が行われた日の属する年度にかかる月分の給付金は、前項に掲げる者の前年(当該認定が行われた日が1月1日から2月末日までの間にあるときは、前々年)の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同項に定める額を超えるときは、その支給を停止する。

(5) 前2号に規定する受給者、受給者の配偶者及び主たる扶養義務者の所得額は、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する住民税にかかる総所得額とする。

(給付の金額)

第5条 給付金の額は、月額7,000円とする。

(H24-246 一改)

(支給申請等)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金支給(更新)申請書(以下「申請書」という。)に同意書を添付して市長に申請しなければならない。

2 次条の規定により、給付金の支給決定を受けた者は、その翌年度以降の分について、毎年6月1日から同30日までに申請書により市長に給付金支給の更新申請をしなければならない。

(H24-246 一改)

(給付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、支給要件について審査し、その結果を飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金(決定・却下)通知書により、申請者に通知するものとする。

(H24-246 一改)

(給付期間及び支払期月)

第8条 給付金の支給は、第7条第1項の申請があった日の属する月の翌日から始め、給付金の受給権が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 市長は、毎年4月、8月及び12月に前項の規定により受給者にそれぞれ前月までの給付金の支給額を支給する。

(届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、すみやかに飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金支給要件変更届により、市長に届け出なければならない。

(H24-246 一改)

- (1) 第11条第1号から第3号に該当したとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公的年金、生活保護の受給状況その他の給付金の支給要件にかかる事由に変更があったとき。

(支給の停止等)

第10条 市長は、受給者が第6条第2項の更新申請をしないときは、当該年度の4月分から給付金の支給を停止する。

- 2 市長は、受給者、受給者の配偶者及び主たる扶養義務者が第4条第3項又は第4項に該当したとき、当該年度の4月分から3月分までの給付金の支給を停止する。
- 3 市長は、前2項の規定により給付金の給付を停止したときは、飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金給付停止通知書により受給者に通知するものとする。

(H24-246 一改)

(受給資格の喪失)

第11条 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該至った日に給付金の受給資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
  - (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (3) 第4条第1項又は第2項の規定に該当するとき。
- 2 市長は、受給者が前項の規定により給付金の受給資格を喪失したときは、飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金受給資格喪失通知書により受給者(受給者が死亡した場合にあっては、第9条の規定により死亡した旨を届け出た者)に通知するものとする。

(H24-246 一改)

(給付金の返還)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金返還戻入通知書により、当該受給者に対し支給した給付金の一部又は全部の返還を請求するものとする。

(H24-246 一改)

- (1) 重複して給付金を受給したとき。
- (2) 前条による受給権の喪失以後に給付金を受給したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、給付金を受給したとき。

(未支給の給付金)

第 13 条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名でその未支給の給付金の支給を請求することができる。

- 2 未支給の給付金を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序による。
- 3 未支給金の給付金を受けることができる同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人がした請求は、全員のためにしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
- 4 未支給の給付金を受けようとする者は、飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金未支給金請求書を市長に提出しなければならない。

(H24-246 一改)

- 5 前項の請求があったときは、市長は支給の適否を決定し、飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金未支給金(決定・却下)通知書により、請求者に通知するものとする。

(H24-246 一改)

(譲渡及び担保の禁止)

第 14 条 給付金を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(備付書類)

第 15 条 市長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておくものとする。

- (1) 飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金支給申請処理簿
- (2) 飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金受給者台帳
- (3) 飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金支給記録簿

(H24-246 一改)

(補則)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、給付金の申請に係る申請書等の様式その他必要な事項は、別に定める。

(H24-246 一改)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。

(適用)

- 2 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日以後に係る事業に適用し、同日前に係る事業については、なお合併前の飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金支給要綱(平成 6 年)、穂波町在日外国人福祉手当支給要綱(平成 7 年)、筑穂町在日外国人福祉手当支給要綱(平成 7 年筑穂町告示第 31 号)、庄内町在日外国人福祉手当支給要綱(平成 7 年庄内町告示第 89 号)、潁田町在日外国人福祉手当支給要綱(平成 7 年潁田町告示第 17 号)(次項においてこれらを「合併前の要綱」という。)の例による。

(経過措置)

- 3 平成 18 年 3 月 31 日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この告示は、国、県において同様の事業が実施されたときは廃止する。

附 則 (平成24年7月3日 告示第246号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

(飯塚市在日外国人高齢者福祉給付金支給要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第3条第2号の規定にかかわらず、平成25年7月8日までの間は、平成24年7月9日前から本市で外国人登録をしていた者が、外国人登録法の廃止に伴い、引き続き本市において住民基本台帳に記録されるようになった場合は、外国人登録をしていた期間と住民基本台帳に記録されている期間を合わせた期間が1年以上の者は対象者とみなす。